

三重県感染症発生動向調査病原体検査指針

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づく感染症発生動向調査は、感染症の発生情報の正確な把握と分析、その結果の県民や医療機関への的確な提供・公開は、感染症対策の基本であり、したがって感染症の患者情報とともに病原体に関する情報を一元的に収集・分析、提供、公開という的確な体制を構築することが重要である。

本指針は、このような認識の下に、総合的な感染症対策に資するため、三重県感染症発生動向調査事業実施要綱に基づいて、有効かつ的確な事業の実施を図ることを目的とする。

なお、本指針については、国の感染症発生動向調査病原体検査指針が示されたのち、必要があると認めるときは、これを変更していくものである。

1 対象感染症及び検体

定点種別	対象感染症	検 体
急性呼吸器感染症	急性呼吸器感染症	鼻咽頭拭い液、鼻腔拭い液、鼻汁、鼻腔吸引液 等
小児科	咽頭結膜熱	咽頭拭い液、結膜擦過物
	A群溶血性レンサ球菌咽頭炎	咽頭拭い液
	感染性胃腸炎	糞便、吐物（液状部が望ましい）、直腸拭い液
	水痘	水疱内溶液、咽頭拭い液
	手足口病	咽頭拭い液、糞便、水疱内容液
	伝染性紅斑	血液
	突発性発しん	咽頭拭い液、血液
	ヘルパンギーナ	咽頭拭い液、糞便、水疱内容液
	流行性耳下腺炎	髄液、唾液、尿
	マイコプラズマ肺炎	咽頭拭い液
	クラミジア肺炎	咽頭拭い液
	RS ウイルス感染症	鼻咽頭拭い液、鼻腔拭い液、鼻汁
眼 科	急性出血性結膜炎	結膜拭い液、眼脂、結膜擦過物
	流行性角結膜炎	結膜拭い液、眼脂、結膜擦過物

定点種別	対象感染症	検 体
基 幹	無菌性髄膜炎	髄液、咽頭拭い液、糞便
	細菌性髄膜炎	髄液、血液、咽頭拭い液
	マイコプラズマ肺炎	咽頭拭い液
	クラミジア肺炎	咽頭拭い液
	感染性胃腸炎（ロタウイルスに限る）	糞便

2 検体の採取・保存方法

1) ウイルス検査用

ウイルス（クラミジアを含む。）検査用の検体の採取・保存方法は次のとおりであり、いずれも乾燥させないように扱う。

検 体	採 取 方 法	保 存 方 法
唾液 咽頭拭い液 結膜拭い液 眼脂 鼻汁 鼻咽頭拭い液 鼻腔拭い液	滅菌綿棒でスワブを採取する。 ハanks液（UTM※等）等を入れた滅菌スピッツ中で綿棒を攪拌させる。 ただし、クラミジア肺炎の咽頭拭い液はクラミジア用輸送培地（UTM※等）を用いる。	①0～4℃（氷詰めにして冷蔵庫が望ましい）。 ②8日以上保存する場合は－80℃以下のフリーザー。 ③クラミジア肺炎の咽頭拭い液は採取後速やかに常温で搬送する。 ④RSウイルス感染症の鼻咽頭拭い液、鼻腔拭い液は採取後0～4℃に冷蔵して速やかに搬送する。
髄液 結膜擦過物	滅菌スピッツに採取する。	
糞便 吐物（液状部） 直腸拭い液	できるだけ多量（便は5 g以上）を滅菌容器に採取する。	
水疱内容液	部位をアルコール消毒し表面を乾燥させた後、ツベルクリン注射器で水疱内容液を滅菌スピッツに採取する。少量の場合は滅菌綿棒で水疱内容を採取後ハanks液に浸す。	
尿	自然排尿又はハルンパックを用いて採取した尿（1 mL以上）を滅菌スピッツに入れる。	
血 液	抗凝固剤入りのスピッツに採血する。	4℃で保存する。
血 清	分離剤の入ったスピッツに採血後、遠心分離し、血清を分離する。	

※参考：UTM；Universal Trsansport Medium

2) 細菌検査用

細菌（マイコプラズマを含む。）検査用の検体の採取・保存方法は次のとおりであり、いずれも乾燥させないように扱う。

検 体	採 取 方 法	保 存 方 法
咽頭拭い液	滅菌綿棒でスワブを採取する。 輸送培地又は緩衝液を入れた滅菌スピッツ中で綿棒を撹拌させる。 ただし、マイコプラズマ肺炎の咽頭拭い液はマイコプラズマ輸送培地（UTM [※] 等）を用いる。	① 0～4℃（氷詰めにして冷蔵庫が望ましい）。 ② 3日以上保存する場合は－80℃以下のフリーザー。 ③ マイコプラズマ肺炎の咽頭拭い液は採取後速やかに常温で搬送する。
後鼻腔浸出液 鼻咽頭拭い液	無菌的に採取する。	
糞 便 吐物（液状部） 直腸拭い液	できるだけ多量（便は5 g以上）を滅菌容器に採取する。	
尿	自然排尿又はハルンパックを用いて採取した尿（1 mL以上）を滅菌スピッツに入れる。	
髄 液	無菌的に採取する。	室温で保存する（冷蔵しないこと）。
血 液	抗凝固剤入りのスピッツに採血する。	
血 清	分離剤の入ったスピッツに採血後、遠心分離し、血清を分離する。	4℃で保存する。

3 一般的な注意事項

- ① 一般的には発症4日以内に採取する。
- ② 血液採取時の抗凝固剤としては、EDTA-2Naを用いる。
- ③ ウイルス検査用の検体は、採取後できるだけ速やかに保健環境研究所に搬送するものとするが、搬送できない場合であって、搬送までの期間が7日以内の場合は4℃、8日以上となる場合は採取時から－80℃以下で保存する。
- ④ ひとつ（1容器包装）の検体でウイルス検査と細菌検査を行う場合は、前記2の2）細菌検査用に定める方法により検体の採取・保存を行う。

4 検体の搬送方法

① ウイルス感染症検体

- ア) 検体採取当日に冷蔵（クラミジア肺炎の咽頭拭い液は常温）で、倒れないようにしてできるだけ速やかに保健環境研究所に搬送する。
- イ) 冷蔵して搬送する場合は、搬送用コンテナに冷媒等を入れ、搬送中に

検体の温度が上がらないようにする。

- ウ) 冷凍して搬送する場合は、搬送用コンテナにドライアイスを入れ、搬送中に検体が溶解しないようにする。

② 細菌感染症検体

- ア) 検体採取当日に冷蔵（マイコプラズマ肺炎の咽頭拭い液は常温）で、できるだけ速やかに保健環境研究所に搬入する。
- イ) 分離菌は、できるだけ試験管で高層又は半斜面に培養し、ゴム栓で密栓し、ビニールテープで巻く。やむを得ず寒天平板で搬送する場合は、ビニールテープで巻いて、寒天面を下にし、ビニール袋で密封したうえで、常温で輸送する。

③ 血液については冷蔵（4℃）で輸送する。

5 検体の搬送

病原体定点医療機関の検体搬送は保健所が行い、当日搬入できない場合は、保健所と保健環境研究所が協議のうえ調整するものとする。ただし、感染症対策のうえで緊急の場合はこの限りではない。

6 検体数

各病原体定点医療機関の検査検体数は、病原体定点医療機関、感染症対策課及び保健環境研究所が協議のうえ調整するものとする。

7 病原体検査定点以外の患者定点医療機関等における検査

患者定点報告状況、自由記載医療情報（コメント情報）等により、病原体検査定点以外の患者定点医療機関等における病原体検査が必要と認められる場合は、感染症対策課、保健環境研究所、各保健所が協議のうえ必要に応じて検査を行うことができるものとする。（別紙1）

8 検査依頼（結果）票及び血液・体液等に関する承諾書

病原体検査の依頼を受けるときは、当該検査を依頼しようとする医師に対し、「病原体検査依頼（結果）票（別紙2）」と、検査対象患者の「血液・体液等に関する承諾書（別紙3）」の提出が必要であることを説明し、これらは、原則として検体受領時に合わせて受領するものとする。

9 病原体情報フロー（別に定める。）

10 病原体定点医療機関（別に定める。）

附 則

本指針は、平成12年11月14日から適用する。

本指針は、平成13年4月1日から適用する。

本指針は、平成13年7月1日から適用する。

本指針は、平成 14 年 4 月 1 日から適用する。

本指針は、平成 14 年 12 月 30 日から適用する。

本指針は、平成 16 年 4 月 1 日から適用する。

本指針は、平成 17 年 4 月 1 日から適用する。

本指針は、平成 18 年 4 月 1 日から適用する。

本指針は、平成 19 年 4 月 1 日から適用する。

本指針は、平成 20 年 1 月 1 日から適用する。

本指針は、平成 20 年 4 月 1 日から適用する。

本指針は、平成 30 年 1 月 1 日から適用する。

本指針は、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。（課名変更）

本指針は、令和 3 年 8 月 1 日から適用する。（別紙 2 様式変更）

本指針は、令和 7 年 4 月 7 日から適用する。

（急性呼吸器感染症追加等、別紙 2 様式変更）